

入 札 説 明 書

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 加路田橋水管橋上部工事
- (2) 工事場所 鳥取市徳尾地内
- (3) 工事概要 新設送水管
ステンレス鋼鋼管 SUS304 400A L=28.9m
(内、伸縮可とう管 L=4.7m、支間長 L=16.4m)
- (4) 工期 契約締結の日から令和9年2月25日まで
- (5) 予定価格 事後公表
- (6) 最低制限価格 設定あり
- (7) 支払条件 ア 令和7年度 契約額の11%に相当する額を超えない額
イ 令和8年度 契約額から令和7年度に支払う額を差し引いた額

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8年度鳥取市及び鳥取市水道局が発注する建設工事に係る入札参加資格申請（令和6年度鳥取市水道局告示第23号）に基づく鋼構造物工事（一般）及び水道施設工事の入札参加資格を有する者であること。
- (3) 公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、鳥取市水道局入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月30日制定）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 鋼構造物工事に係る主任技術者又は監理技術者を専任で配置できる者であること。
- (7) 前号に規定する主任技術者又は監理技術者は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、開札日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。

3 入札説明書、設計書等に対する質問等

(1) 入札説明書、設計書等に対する質問

質問は、令和7年12月2日の午後3時までに質問書（別紙2）をファクシミリで送信して行うこと。回答は、同月3日の午後3時までに鳥取市水道局公式ウェブサイト（<https://www.water.tottori.tottori.jp/>）に掲載する。

(2) 質問書の送信先

末尾記載の発注課

4 入札参加資格確認申請

入札に参加しようとする者は、次に従って入札参加資格確認申請書（別紙1）をファクシミリにより送信し、必ず着信確認の電話連絡を行うこと。当該申請書の送信がない者及び2の入札に参加する者に必要な資格に関する事項に掲げる要件を全て満たすことが証明できない者は、入札に参加することができない。

入札参加資格の確認を申請した者には入札参加資格確認通知書をファクシミリにより送信する。

(1) 提出期間

公告の日から令和7年12月3日の午後5時まで

(2) 送信先

末尾記載の契約事務担当課

5 入札方法等

(1) 入札書は別紙3を使用し、入札金額を記入すること。

(2) 入札開始時間までに入札場所に参集しない者は、棄権とする。郵送による入札は、無効となるので注意すること。

(3) 代理人をして入札させようとするときは、必ず委任状（別紙4）を提出すること。

(4) 入札参加者は、当該工事の工事費内訳書（別紙5）を入室時に提出すること。提出できない場合は入札に参加することができない。

(5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札終了後、落札者は、課税事業者であるか免税事業者である旨を明記した届出書を提出すること。

(7) 入札者は、入札書の記載事項について抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該抹消等をした箇所に押印すること。ただし、入札金額は改めることはできない。

(8) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(9) 入札回数は2回を限度とする。

(10) 最低制限価格が設定されている場合は、当該価格より低い入札を行った者及び再度の入札において前回入札最低金額以上の入札を行った者は、失格とする。失格となった者は、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札に参加することはできない。

(11) 開札は、入札終了後直ちに行う。

(12) 入札に参加する資格のある者は、入札執行が完了するまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、入札執行前にあつては、入札辞退届を末尾記載の契約事務担当課に持参し、又は郵送すること。入札執行中にあつては、入札辞退届又は辞退することを明記した書面を提出すること。

(13) 入札者は、入札に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令に抵触する行為を行ってはならない。

(14) 入札者は、入札後、入札説明書、設計書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

6 入札（開札）の場所及び日時

- (1) 場所 鳥取市国安210番地3 鳥取市水道局3階会議室
- (2) 日時 令和7年12月8日 午後1時30分

7 無効となる入札の範囲

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 鳥取市水道局会計規程（昭和49年鳥取市水道事業管理規程第8号）第137条の規定により準用する鳥取市契約規則（昭和39年鳥取市規則第3号）（以下単に「鳥取市契約規則」という。）、本件に係る公告、入札説明書又は設計書等に記載する条件に違反した入札
- (3) 同一の入札において同一人が複数の入札書を提出した入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (5) 記名押印のない入札
- (6) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (7) 同一の入札において他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (8) 郵送による入札

8 落札者の決定

- (1) 鳥取市契約規則第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき者が2名以上の場合は、くじにより落札者を決定する。
なお、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

9 契約保証

請負代金の額が130万円以上の工事については、契約の締結と同時に請負代金額の10分の1以上の額を保証する次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
- (4) 公共工事履行保証証券による保証
- (5) 履行保証保険契約の締結

10 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
- (3) 契約書作成の要否 要（建設工事請負契約書の標準書式による。）
- (4) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意志が無いと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。

問合せ先 契約事務担当課
〒680-1132 鳥取市国安210番地3
鳥取市水道局資産管理課契約係
電話：0857-33-0209
ファクシミリ：0857-53-7801

発注課
〒680-1132 鳥取市国安210番地3
鳥取市水道局工務課管理係
電話：0857-53-7942
ファクシミリ：0857-53-7802